

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基監督署長（以下「監督署長」という。）が平成○年○月○日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成○年○月○日、A所在のB会社に雇用され、C協同組合D支店の倉庫内で精米作業員として従事していた。
- 2 請求人は、平成○年○月○日、30kgの米を移動させようとして腰を痛めた。請求人は、同日、Eクリニックに受診し、「腰椎椎間板ヘルニア、左坐骨神経痛」と診断され、同年○月○日、Fクリニックに受診し、「腰痛症」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が、平成○年○月○日の療養に係る療養補償給付を請求したところ、監督署長は、本件傷病は同年○月○日をもって治癒（症状固定）しているとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
(略)
- 2 原処分庁
(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病は平成○年○月○日をもって治癒（症状固定）したとして、同年○月○日以降の期間に係る療養補償給付を支給しないとした監督署長の処分が妥当であると認められるか。

第5 審査資料

（略）

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

（略）

2 当審査会の判断

- （1）請求人は、腰痛の症状がまだ強く残っており、働くことができないにもかかわらず、症状固定となるのは納得できない旨主張するので、以下検討する。
- （2）労災保険法上の治癒（症状固定）とは、傷病のいわゆる全治を必ずしも意味するものではなく、業務上の負傷又は疾病に対して医学上一般に認められている医療を行っても、その治療効果が期待し得ない状態に至ったと認められるものをいい、その要件は決定書理由に記載されているとおりである。
- （3）請求人の傷病名について、G医師は「腰椎椎間板ヘルニア、左坐骨神経痛」とし、H医師は「腰椎椎間板症」とし、I医師及びJ医師は「腰痛症」として

いる。

次に、検査所見についてみると、G医師はラセーグ徴候左陽性とし、J医師は画像所見を基に「変形性腰椎症」とし、H医師は、関節可動域及び神経学的検査所見に異常を認めず、MRIでL4/5椎間板膨隆と一部炎症性変化を認める旨意見している。

上記を踏まえて総合的に検討すると、当審査会としては、請求人の傷病は、「腰痛症」であり、私病である腰椎椎間板ヘルニアを基礎疾患として、本件災害により発症したものであると判断する。

さらに治療の経過について検討すると、J医師は、慢性腰痛症について各種薬剤投与するも不変と意見し、同医師、H医師のいずれも手術を勧めていない。診療費請求内訳書によって、平成○年○月以降の治療内容をみると、腰部消炎鎮痛等処置による治療を続け、同年○月及び○月には硬膜外ブロック注射の治療を受けているが、これらはいずれも一時的に症状を緩和することを目的とする治療である。これらのことから、請求人は、本件災害から1年2か月を経過

する平成○年○月より前には、すでに急性症状が消失し慢性症状は持続しても医療効果を期待し得ない状態にあったと判断することが相当である。

したがって、平成○年○月○日には治癒（症状固定）の状態であったとして、本件処分を行ったことは妥当であると判断する。

なお、請求人は、腰に電気を流したり、薬を飲んだり、腰を牽引したり、運動やストレッチをしており、腰の牽引は大変効いていると思う旨申述しているが、これらの治療は、先に述べたとおり、いずれも一時的に症状を緩和するにとどまるものであり、上記判断を左右するものではない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。